

平成 25 年 6 月 21 日

印西地区環境整備事業組合

印西クリーンセンター 3 号焼却炉増設工事に係る損害賠償請求事件 の判決確定について

当組合は、平成 22 年 12 月 27 日、J F E エンジニアリング株式会社（旧日本鋼管株）に対し、金 4 億 7, 587 万 300 円と遅延損害金などの支払を求めた損害賠償請求訴訟を東京高等裁判所に提起し、これまで約 2 年 6 ヶ月の間、係争しておりましたが、平成 25 年 5 月 31 日東京高等裁判所において判決の言い渡しがありました。

判決は、当組合が求めた独占禁止法に基づく違反行為と損害の発生を認め、J F E エンジニアリング株式会社は、当組合に対し金 9, 682 万円とこれに対する年 5 分の遅延損害金及び訴訟費用の一部の支払を命じるものでした。

当組合の主張する談合行為と損害の発生は認められたものの、損害金の認容額は請求額を下回る結果となりましたが、今後の対応について、弁護士を交え、正副管理者会議を開催し判決内容の検討を行い、更には組合議会議員全員協議会を開催し各議員の意見を伺い、当組合は、最高裁判所への上告は行わないことを決定いたしました。

また、J F E エンジニアリング株式会社におきましても、東京高等裁判所において上告が行われなかったことを確認できたため、平成 25 年 6 月 17 日の経過をもって判決が確定いたしました。

記

【判決の概要】

1. 事件名 平成 22 年（ワ）第 15 号 損害賠償請求事件
2. 当事者 原告：印西地区環境整備事業組合
被告：J F E エンジニアリング株式会社
3. 裁判所 東京高等裁判所第 3 特別部（第 14 民事部）
4. 判決言渡日 平成 25 年 5 月 31 日
5. 判決主文

- (1) 被告は、原告に対し、金 9682 万円及びこれに対する平成 11 年 6 月 1 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- (2) 原告のその余の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、これを 5 分し、その 4 を原告の負担とし、その余は被告の負担とする。
- (4) この判決は、1 項に限り、仮に執行することができる。